

訪問介護利用料金

【平成 27 年 4 月 1 日改正】

<介護保険のご負担>

要介護 1～5と認定されている方「訪問介護」 ※別途、介護職員処遇改善加算Ⅰ(8.6%)

区分	20分～ 30分未満	30分～ 1時間未満	1時間～ 1時間30分未満
身体介護	245円	388円	564円
区分		20分～ 45分未満	45分以上
生活援助		183円	225円



- ※ 身体介護の後に引き続き生活援助を行った場合は、上記によらず介護保険法に定める利用料金とします。
- ※ 基本料金に対して、早朝（午前6時～午前8時）帯は25%増しとなります。
- ※ やむを得ない事情で、かつ、御利用者の同意を得て、2人で訪問した場合は、2人分の料金となります。
- ※ 初回加算については月額200円、緊急時加算については1回につき100円、別途お支払いいただきます。

要支援 1・2と認定されている方「介護予防訪問介護」

※別途、介護職員処遇改善加算Ⅰ(8.6%)

支給区分	I (週1回程度)	II (週2回程度)	III ※要支援2のみ (週2回を超える)
利用料金	1,168円	2,335円	3,704円

▽利用料金の精算について

ご利用料金は、ご利用になられた月の翌月の10日過ぎに請求書を送付いたします。
振込み、もしくは、直接施設までお持ちください。
手続きいただくと、引き落とし（郵便局・JAありだ・紀陽銀行）もできます。